

共済だより

KYOSAI

Yamaguchi



白壁の町並み(柳井市)

平成22年度決算報告

2

被扶養者の資格調査について

6

『だんしん』中途加入募集のお知らせ

8

参加者募集 親子で元気いっぱい!

9

年金学校 

11

Information

防長苑からのお知らせ

14

決算

去る5月25日に開催された第2回組合会において、平成22年度決算が承認されましたので、その概要についてお知らせします。

◆総括事項◆

構成団体数	市	13
	町	6
	一部事務組合等	20
	計	39

区 分	平成22年度決算	前年度決算との比較
組合員数	16,620人	△326人
被扶養者数	19,181人	△351人
平均給料月額	短期	△3,975円
	長期	△3,970円
任意継続	組合員数	△13人
	被扶養者数	△56人

収支の状況(介護関係を除く) (%/円)

収 入		支 出			
短期負担金 (公的、調整含む)	143.5	4,802,093,963	法定給付 (保健給付ほか)	145.5	4,839,095,606
短期掛金 (任継含む)	144.3	4,901,984,960	附加金・一部負担金払戻金	1.2	125,853,672
交付金等	5.2	576,034,003	前期高齢者納付金	22.3	2,374,627,964
前年度繰越支払準備金	7.0	769,065,334	後期高齢者支援金	14.6	1,552,789,798
			退職者給付拠出金ほか	2.7	283,567,709
			次年度繰越支払準備金	7.1	755,447,584
			連合会払込金ほか	6.6	704,193,217
収入額合計		11,049,178,260	支出額合計		10,635,575,550
当期短期利益金		413,602,710円	前年度からの積立金へ加算		

収支の状況(介護) (%/円)

収 入		支 出			
介護負担金	148.5	322,779,580	介護納付金	199.8	685,387,732
介護掛金 (任継含む)	151.5	342,879,555	介護任意継続掛金還付金	0.2	1,033,675
収入額合計		665,659,135	支出額合計		686,421,407
当期介護損失金		20,762,272円	前年度から積立金を取りくずして補てん		

短期経理

組合員と被扶養者のみなさんの病気・ケガ・出産・死亡・休業及び災害などの際の給付を行う経理です。

主な収入である掛金・負担金は、組合員数の減少、給与の伸び悩みにより収入減が続いています。一方で支出は、平成20年度から始まった新たな高齢者医療制度への支援金等のうち前期高齢者納付金が大幅に増加することが見込まれたため、財源率を千分の12.8引き上げて運営しました。

組合員1人当たり支出額(年平均)で見ると、前年度に比べ3万3千円増の57万6千円となっており、特に高齢者医療制度への支援金等のうち前期高齢者納付金が2万7千円の増加です。今後も高齢者医療制度を支援するための負担は増大すると予想されます。

なお、医療費も組合員数が減少したにもかかわらず横ばい傾向にあり、組合員1人当たりの支出額は増加しています。

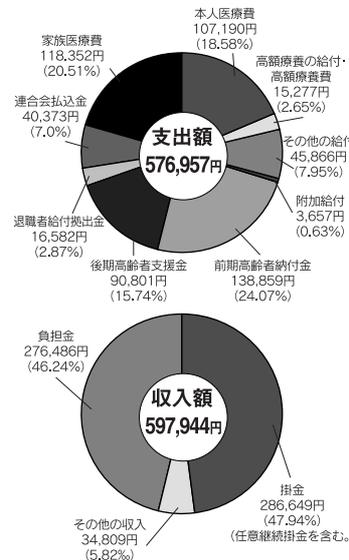
収支については、4億1千360万円の当期短期利益金が生じました。この利益金は、将来の欠損金を補てんするための欠損金補てん積立金へ1億5千691万円、残り2億5千669万円を短期積立金へ積み立てました。

この結果、翌年度へ繰り越す欠損金補てん積立金は4億5千864万円、短期積立金は2億5千669万円となりました。また、介護保険については、2千76万円の当期介護損失金が生じました。

生じたので、前年度から繰り越した介護積立金を取り崩し、全額補てんしました。
この結果、翌年度へ繰り越す介護積立金は、644万円となりました。

みなさんには、病気の際の早めの治療や適正な受診心がけていただき、医療費の抑制に向け引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

《組合員1人当たりの年平均収支額》 (介護関係を除く)



長期経理

全国市町村職員共済組合連合会(以下決算報告において「市町村連合会」という。)において、長期給付事業の二元的処理を行っています。このため、この経理はみなさんからお預かりした掛金・負担金を市町村連合会に払い込むための経理です。

現在、年金の請求もれを防止するためターンアラウンド方式による退職共済年金決定請求書の事前送付を実施しています。

今後も、組合員、年金受給者及び年金待機者のみなさんの利便性向上や年金相談等の充実に努めます。

預託金管理経理

長期給付事業の一元化の処理により、市町村連合会から長期給付積立金の一部を共済組合が預かり、住宅貸付等の貸付事業や地方公共団体への縁故地方債の取得資金などに運用しています。

業務経理

短期給付・長期給付の業務を行うために必要な人件費や事務費などを賄う費用として地方公共団体等から負担金として組合員一人当たり年額1万140円を納めていただきました。また、短期経理からは組合員一人当たり1千870円を繰り入れし、長期給付事業の二元的処理により市町村連合会から交付金として組合員一人当たり4千24円交付されました。

収支については、事務処理の効率化及び経費節減に努めた結果、1千833万円の当期利益金が生じたので、前年度から繰り越した積立金へ積み増しました。

この結果、翌年度へ繰り越す積立金は1億5千105万円、建物の改修費用に充てるための改良積立金は2千万円となりました。

収支の状況 (％/円)

収 入		支 出	
負 担 金	64.0 176,695,689	役員報酬・職員給与	51.0 131,697,751
連 合 会 交 付 金	24.2 66,969,153	旅 費 ・ 事 務 費	5.9 15,264,572
短期経理より繰入	11.2 31,051,350	委託費・委託管理費	2.4 6,079,837
利息及び配当金ほか	0.6 1,678,707	事務費負担金払込金	29.0 74,865,820
		負 担 金 ほか	11.7 30,148,693
収 入 額 合 計	276,394,899	支 出 額 合 計	258,056,673
当期利益金	18,338,226円	前年度からの積立金へ加算	

保健経理

健康の保持・増進、疾病予防及び元気回復のための事業を行う経理です。

平成22年度においては、大幅な事業の見直しはせず、事業の中心である人間ドック利用助成と、特定健康診査及び特定保健指導の周知に重点を置きました。また、直営施設のシーサイドパレス萩及び防長苑に、土地、建物等資産の保持及び減価償却費ほかの費用の一部として繰り入れを行いました。

収支については、3千574万円の当期損失金が生じたが、積立金を取り崩し、全額補てんしました。

この結果、翌年度へ繰り越す積立金は2億8千524万円、改良積立金は1億円となりました。

今後は、実施率達成に向け特定健康診査及び特定保健指導の内容充実に努め、疾病予防を中心とした健康保持増進に重点を置いた事業を行います。

組合員及び被扶養者のみなさんの健康管理にぜひお役立てください。

収支の状況 (％/円)

収 入		支 出	
負 担 金	49.5 229,896,904	職 員 給 与	5.8 29,048,805
掛 金	48.5 225,362,769	厚 生 費	43.4 217,305,030
連 合 会 交 付 金 ほか	2.0 9,420,237	特定健康診査等費	3.2 15,930,255
		保健・宿泊施設へ繰入	42.0 210,000,000
		事務費・委託費等	5.6 28,145,116
収 入 額 合 計	464,679,910	支 出 額 合 計	500,429,206
当期損失金	35,749,296円	前年度からの積立金を取りくずして補てん	

保健経理(2)

保健施設『シーサイドパレス萩』

皆さんの健康増進とリフレッシュのための海浜リゾート施設として経営してまいりましたが、平成23年1月31日をもって営業を終了し、廃止いたしました。平成7年オープンから15年にわたり、ご愛顧ありがとうございました。

収支については、2千89万円の当期損失金が生じたので、前年度からの繰越欠損金と合わせると、翌年度へ繰り越す欠損金は、3億614万円となりました。

なお、この経理の土地建物を含めた資産等は、平成23年4月より保健経理が承継しています。

収支の状況 (％/円)

収 入		支 出	
施 設 収 入	42.4 82,420,258	職 員 給 与 ・ 賃 金	38.0 81,754,378
商 品 売 上 ほか	1.0 1,865,241	飲食材料・事業用消耗品費	11.0 23,752,494
保健経理より繰入	56.6 110,000,000	光熱水・燃料費ほか	30.9 66,483,511
		減 価 償 却 費	20.1 43,187,610
収 入 額 合 計	194,285,499	支 出 額 合 計	215,177,993
当期損失金	20,892,494円	欠損金繰越加算	

宿泊経理

湯田温泉保養所『防長苑』

地産地消で満足いただける料理、のんびりと美肌の温泉に浸かって過ごすつろぎの空間をご用意してお待ちしている皆さんの保養施設です。

宿泊者数8千947人(組合員6千771人)、宴会延べ人数1万3千417人(組合員3千934人)などのご利用をいただきました。自慢の料理を中心に趣向を凝らしたイベントを企画して、利用者増に努めました。宿泊は、インターネット予約の開始により増加していますが、宴会は、地震のあとの自粛傾向等により前年度より減少しました。

その結果、1千823万円の当期損失金が生じたので、前年度からの繰越欠損金と合わせ、翌年度へ繰り越す欠損金は、1億7千834万円となりました。

収支の状況

(%/円)

収 入		支 出	
施設 収 入	65.1 195,057,917	職員 給 与 ・ 賃 金	38.7 123,126,502
商 品 売 上 ほか	1.5 4,606,112	飲 食 材 料 ・ 事 業 用 消 耗 品 費	23.7 75,287,212
保 健 経 理 より 繰 入	33.4 100,000,000	光 熱 水 ・ 燃 料 費 ほか	30.4 96,592,000
		減 価 償 却 費	7.2 22,893,977
収 入 額 合 計	299,664,029	支 出 額 合 計	317,899,691
当期損失金	18,235,662円	欠損金繰越加算	

収支の状況

(%/円)

収 入		支 出	
利息 及 び 配 当 金	89.9 360,362,530	職 員 給 与	14.2 47,886,523
有 価 証 券 売 却 益	10.1 40,603,800	支 払 利 息	81.5 275,791,349
		旅 費 ・ 事 務 費 ほか	4.3 14,592,110
収 入 額 合 計	400,966,330	支 出 額 合 計	338,269,982
当期利益金	62,696,348円	前年度からの積立金へ加算	

積立貯金の現況

区 分	平成22年度末
貯 金 額	25,205,229,413円
貯 金 者 数	6,609人
貯金者1人当たりの貯金額	3,813,774円
組 合 員 加 入 率	39.77%
支 払 利 率	年1.1%

みなさんの生活設計及び財産形成のお手伝いをしていきます。

お預けいただきました共済貯金は、安全な有価証券等で運用することで、低金利時代にもかかわらず年1.1%(税引き後0.88%)の支払利息を維持しました。

貯金総額は、252億円で、前年度より2億円増加しました。貯金者数は、前年度より86人減少し、6千609人となりました。また、貯金者1人当たりの貯金額は381万円、加入率は、39.77%となりました。

収支については、6千269万円の当期利益金が生じたので、前年度から繰り越した積立金へ積み増しました。

この結果、翌年度へ繰り越す積立金は9億9千182万円、欠損金補てん積立金は、14億123万円となりました。

貯金経理

臨時の資金や住宅の取得資金などの貸付けを行っています。

貸付金総額は、64億9千447万円となり、前年度より14億6千477万円減少しました。また、貸付件数は689件減少し、3千800件となりました。

収支については、経費節減に努めましたが、事業収益の大部分を占める貸付金利息収入が大幅に減少したため、1千327万円の当期損失金が生じたので、欠損金補てん積立金を取り崩し、全額補てんしました。

この結果、翌年度へ繰り越す欠損金補てん積立金は、2億9千471万円となりました。

貸付経理

収支の状況

(%/円)

収 入		支 出	
組合員貸付金利息	90.9 190,572,578	職 員 給 与	8.3 18,430,488
連合会交付金ほか	9.1 19,049,157	旅 費 ・ 事 務 費	0.6 1,435,866
		支 払 利 息	77.5 172,767,119
		連 合 会 払 込 金 ほか	13.6 30,261,968
収 入 額 合 計	209,621,735	支 出 額 合 計	222,895,441
当期損失金	13,273,706円	前年度からの積立金を取りくずして補てん	

貸付けの取扱いが一部変更になります。(本年8月1日以降適用)

全国市町村職員共済組合連合会の貸付債権共同保全事業の見直しに伴い山口県市町村職員共済組合貸付規程施行細則の一部改正が行われたことにより、貸付けの審査方法が変更になります。

これまでは、貸付けの申込みの際、「毎月の給料月額に対する毎月の償還額の割合」と「年収額に対する年間償還額の割合」を求める計算の基礎となる給料額は、「掛金の標準となる給料」として取扱っていましたが、このたび給料額の一部が※の理由により減額されている者については、減額後の給料を計算の基礎とすることになりました。

ただし、それぞれの割合（30%以内）に変更はありません。

また、給料の全部の支給が停止されているとき、または、懲戒処分により給料の一部が減額されているときは、新規の貸付けができませんのでご注意ください。

※給料減額理由

育児短時間勤務・育児部分休業・修学部分休業・高齢者部分休業及びその他病気休暇等により条例の規定に基づき給料の一部が減額されている場合

I. 毎月の給料月額に対する毎月の償還額の割合

減額後の給料額に対する償還額の割合が30%以内であること。

【計算方法】

毎月の償還額 ÷ 減額後の給料額 × 100

II. 年収額に対する年間償還額の割合

減額後の給料額の12倍及び減額後の給料額の4倍の合計に対する年間償還額の割合が30%以内であること。

【計算方法】

(毎月の償還額 × 12 + 賞与での償還額 × 2) ÷ (減額後の給料額 × 12 + 減額後の給料額 × 4) × 100

共済組合の貸付けのご利用にあたって…

貸付対象にならない事例や資金を貸付けた後に返還をお願いした事例を紹介します。

貸付対象外の事例

- ・懲戒処分によって給料の一部が減額されている間は、新規の貸付けができません。
- ・育児休業中等で給料の支給がない間は、新規の貸付けができません。
- ・農業機械や営利を目的とした物品の購入は、貸付けの対象外です。
- ・自動車の修理・車検費用等の資金は、貸付けの対象外です。

資金を貸付けた後に返還をお願いした事例

- ・見積書を提出した品物の購入（建物等の工事）をしていなかった。
- ・見積書を提出した品物とは違うものを購入していた。
- ・貸付金の交付前に、自己資金やクレジットカードなどで既に支払っていたことが判明した。
- ・領収書等の金額が貸付額を大幅に下回っていた。

お問い合わせ先 福祉課貸付係 ☎083-925-6551

被扶養者の資格調査を行います

本年7月に、組合員証等の検認に係る資格調査を実施します。証明書等の提出が必要な者は、被扶養者に認定されている者のうち、本年4月1日現在で満18歳以上である者（ただし、今春調査を終了した者は除く。）となります。また、共済組合が40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者に対し、「特定健診・特定保健指導」を実施するにあたり、該当する被扶養者の住所を把握する必要があるため、別居の被扶養者については、住所（都道府県・市区町村まで）の調査も併せて実施しますので、ご協力をお願いします。

被扶養者資格調査提出書類など詳細については、所属所の共済事務担当課を経由してお知らせします。

被扶養者の認定要件について

【被扶養者の資格が取消しとなる主な事由】

- * 被扶養者が就職などにより健康保険等の被保険者となったとき
1日でも健康保険等の被保険者となられた場合は、被扶養者の資格を喪失します。
- * 他で扶養手当等の対象となったとき
- * 組合員が、他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる生計維持者でなくなったとき
- * 恒常的な所得（収入）が130万円以上（障害を給付事由とする公的年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者は180万円以上）となったとき
- * 同居が認定要件である者が別居したとき
同居が認定要件である者とは、組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で、配偶者・子・父母・孫・祖父母及び弟妹以外の者です。

●所得について

扶養認定における所得とは、所得税法上の所得と同一ではありません。所得税法で認められる経費等のすべてが扶養認定において認められるわけではありません。

収入のとらえ方は、暦年（1月から12月）や年度単位で期間を限定しているものではありません。被扶養者の要件を備えた日から将来に向かって得ることが予測できる恒常的な収入で考えます。また、月額や日額で判断したほうが実情に即している場合は、月額や日額で判断することがあります。

被扶養者として認定された後も、常に収入状況を確認され、被扶養者としての要件を満たしているかどうか注意してください。

1 給与所得

諸手当・一時金を含む、所得控除前の総収入額をいいます。ただし、通勤手当については、非課税分を除きます。

【月額基準】 108,334円（130万円÷12月）

給料月額が月額基準以上の場合は、被扶養者資格を喪失します。ただし、月額基準以上の月が2か月以内であれば引き続き認定できます。

【例】

給料受取年月	給料月額	給料受取年月	給料月額
平成22年 7月	90,000円	平成23年 1月	90,000円
8月	120,000円	2月	120,000円
9月	120,000円	3月	120,000円
10月	90,000円	4月	120,000円
11月	120,000円	5月	90,000円
12月	120,000円	6月	90,000円
年間収入1,290,000円			

平成22年8・9月、11・12月の給料月額は108,334円以上ですが、連続して超えた月が2か月以内なので、被扶養者の資格は喪失しません。

しかし、平成23年2・3・4月は給料月額が3か月連続して108,334円以上となるため、平成23年2月1日にさかのぼって被扶養者の資格を喪失することになります。

※給料月額が月額基準以内であっても、**連続する12か月**（1月～12月ではありません。）の合計が130万円以上となった場合は、さかのぼって被扶養者の資格を喪失します。

2 年金収入

各種年金（遺族年金や障害年金等の税法上非課税の年金も含む）・恩給等の証書等に記載された決定年金額が認定の基準になります。被扶養者として認定された後に、改定等で年金額が変更になった場合は注意してください。

裁定通知書や支払通知書については、必ず最新のものを保管しておいてください。

3 事業所得等

総収入を基本としますが、扶養認定上認められた経費の実額^{*1}を控除した金額を、扶養認定上の収入金額とします（所得税法上の経費とは異なる）。下に掲げる経費以外は認められません。

確定申告書（写）・収支内訳書（写）については、資格調査の際に必要となりますので、必ず保管しておいてください。特に、収支内訳書（写）により経費の詳細が確認できない場合は、経費を控除することができませんので注意してください。

なお、所得税の確定申告はしていないが、市（町村）・県民税の申告をしている場合も同様の取り扱いになります。

【必要と認められる経費】

売上原価、給料・賃金^{*2}、光熱給水費、旅費交通費、通信費、修繕費、消耗品費、地代家賃

【農業所得として特に認められる経費】

小作料・賃借料、種苗費、素畜費、肥料・飼料、農具費、農薬衛生費、動力光熱費、作業用衣料費、土地改良費、ライスセンター使用料、水利費

※1 家内特例経費等については、実際にかかった経費ではありませんので、経費としてみることはできません。

※2 給料・賃金については、被扶養者として認定を受けようとする者が従業員を雇用し、その従業員の生計を成り立たせるだけの給料（一人につき年額130万円以上）を支払っている場合は、その者の所得が認定基準内であっても被扶養者として認定できません。また、同居の親族に対する給料・賃金は原則として必要経費として取り扱いません。

4 雇用保険の基本手当

雇用保険法による失業等給付のうち、基本手当を受給した場合（基本手当日額3,612円以上）は、被扶養者の資格を喪失します。

【日額基準】 3,612円（130万円÷12月÷30日）

5 その他の所得

上記以外にも、預貯金利息、株式配当及び傷病手当金等の恒常的であると認められるものについては、所得に含まれます。

●父母合算による取り扱いについて

父母等については、認定対象者に配偶者がある場合は、父母等の所得の合算額により判断します。

被扶養者各々の収入が基準内であっても合算額が基準を超えていた場合は、被扶養者として認定することができません。

ご不明な点等は、所属所共済事務担当課または共済組合保険課資格係までお問合せください。
 保険課資格係 ☎083-925-6142

歯科健康診断票の利用についてのお知らせ

♡ 山口県歯科医師会員の医療機関で利用できる「歯科健康診断票」を共済だより4月号で配布しましたが、次の医療機関では利用できませんのでご注意ください。

○ 済生会下関総合病院 下関市安岡町8丁目5番1号

♡ 健診票を利用して歯科健診を受けたい場合は、事前予約の際に健診票を利用して健診を受けたいことを健診を希望する医療機関に伝えてください。

お問い合わせ先 保険課医療保健係 ☎083-925-6142

貸付係からの
お知らせ

「だんしん事業」中途加入募集中!!

(「団体信用生命保険」+「債務返済支援保険」)

～未加入の方は、是非ご加入ください!～

「団体信用生命保険」とは、借受人が、償還途中に万一死亡または高度障害となった場合に、組合員や家族のその後の生活の安定を図ることを目的とした保険制度です。保険金で貸付残高を相殺することで、退職手当金や自己資金を手元に残すことができます。

また、「債務返済支援保険」とは、借受人が、償還途中に病気やケガでやむなく長期間休業された場合に、組合員が安心して治療や療養に専念するために、毎月の償還額を保障する保険制度です。

～保険の概要～

	団体信用生命保険	債務返済支援保険
募集対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●保障開始・保険適用日現在の年齢が、満70歳未満の者 ●申込月末日の貸付金残高が50万円以上の貸付 ●健康状況が告知事項※に合致している者 	<ul style="list-style-type: none"> ●団体信用生命保険を同時に申し込んでいること ●保障開始・保険適用日現在の年齢が、満18歳以上満60歳未満の者 ●元金・利息を償還している貸付 ●団体信用生命保険の加入要件を満たし、健康状況が告知事項※に合致している者
保険金額	申込月末日の貸付金残高を10万円単位に切り上げた額	申込月の翌月以降1年間の総返済額を12月で割った金額(平均返済月額)
特約保証料等	保険金額10万円に対し月額20円	平均返済月額1万円に対し月額96円
保障(保険適用)期間	保障開始・保険適用日から11月30日(以後、毎年12月1日更新で1年間)	
特約保証料等の納付方法	申込月の末日までに振込(以後、毎年12月支給の給与等から控除)	
申込手続	貸付け1件ごとに「団体信用生命保険事業加入申込書兼告知書」を記入し、所属所共済事務担当課へ提出してください(申込みをされる場合は、「だんしん事業加入手続のご案内」と「だんしん事業重要事項に関するご説明」で、制度詳細についてご確認ください。)	

※告知事項については、「だんしん事業加入手続のご案内」等でご確認ください。

※基本的に債務返済支援保険のみの中途加入はできません。ただし、次の場合は例外的に申込みができます。

- ・修学貸付の元金償還が始まった場合
- ・団体信用生命保険に加入するときに債務返済支援保険の告知事項に該当していた者が、健康状況が改善されてから所定の期日を過ぎた場合

「だんしん事業」中途加入の取扱いの変更について

昨年度まで「だんしん事業」(「団体信用生命保険」+「債務返済支援保険」)の中途加入については、毎年7月初めから9月末までを募集期間とし、その年の12月から保障を開始(保険を適用)することとしていましたが、本年度から、随時、中途加入できるようになり保障(補償)についても、加入月に応じて開始されます。

申込みから保障開始(保険適用)までのスケジュールは以下のようになります。

(例:7月に加入申込みの場合)

		7月	8月	9月
7月	①加入申込書の申込締切日※ …毎月20日(締切日が休日等のときは、その翌日)	※20日		
	②保証料の振込締切日 …毎月末日(締切日が休日等のときは、その前日)	29日		
	③保障開始・保険適用日 …毎月1日。申込月の翌々月。			1日

※共済組合必着日です。所属所の共済事務担当課を経由して提出してください。

お問い合わせ先 福祉課貸付係 ☎083-925-6551

親子で元気いっぱい！

～参加者募集のお知らせ～

(昨年の様子です。)



夏休みのひととき…親子参加で楽しみましょう。

はじめに簡単な歯磨き指導を受けた後、ゲームや遊びの中で、親子一緒に楽しみながら身体を動かしていきます。



各家庭に

**バランス
ボール**

と

**はみがき
セット**

を1つずつプレゼントします。

- ★日 時 8月17日(水) 13時～15時
- ★会場 山口県総合保健会館(健康づくりセンター:多目的ホール)
山口市吉敷下東3丁目1番1号
- ★参加対象者 親子:大人のうち1人は、組合員か被扶養者であること
(おおむね年少から小学6年生ぐらいの子ども向けの内容です。)
- ★申込方法 10ページの参加申込書で、FAXか郵送にて共済組合までお申込みください。
所属所担当経由でも受け付けます。
- ★申込締切日 8月3日(水)
- ★募集人数 70名(申込者多数の場合は、抽選等により参加者を決定します。)
- ★決定通知 8月9日(火)までに所属所経由で申込者全員に通知します。
通知がない場合は、お手数ですがご連絡ください。
- ★参加費用 無料

お問い合わせ先 保険課 セミナー担当 ☎083-925-6142

「親子で元気いっぱい！」参加申込書

※8月3日(水)締め切り

<p>開催日時</p> <p>平成23年8月17日(水)</p> <p>13時～15時</p>	<p>○歯磨き指導 【山口県歯科医師会歯科衛生士】</p> <p>○親睦を深めながらゲームや遊び感覚で、楽しみながら親子で身体を動かします。 バランスボールの配布は各家庭に1つなので、家にある方は持参されると便利です。 【高 芳照 講師】</p>
<p>会場：山口県健康づくりセンター「多目的ホール」</p>	

「親子で元気いっぱい！」の参加を申し込みます。(濃くはっきりとご記入ください。)

所属所名					
参加希望者	組合員証	記号	番号		
	氏名	大人	組合員・被扶養者 (○をつけてください。)		
		子供	性別	年齢	
日中の連絡先		TEL ()			
備考					

- ※ ご記入いただいた氏名・連絡先等の個人情報は、このセミナー開催に関する以外に利用いたしません。個人情報は守秘いたします。
- ※ 申込書の送付は、申込人から共済組合へFAX又は郵送されるか、所属所担当者を経由してのいずれも可能です。
- ※ 申込みの控えとして、この申込書をコピーして、参加決定通知が届くまで保管しておいてください。
- ※ 申込みをしたにもかかわらず、8月9日(火)までに所属所を通じて参加についての通知がない場合は、お手数ですが共済組合にご連絡をお願いいたします。

【送付先・お問い合わせ先】

〒753-8529 山口市大手町9-11 (3階)
 山口県市町村職員共済組合 保険課
 担当 畑井 (ハタイ) TEL 083(925)6142
 FAX 083(921)1228

共済組合受付印



年金学校 初心者教室



再就職は、
再任用（公務員）か？
民間事業所か？

退職共済年金の受給権があるAさんは、今年度末に定年退職した後すぐに再就職をしようと考えています。
就職先の年金制度によって、受給できる年金額が変わってきますので、再任用（公務員）の場合と民間事業所（厚生年金保険加入）の場合について検討してみましょう。
※計算方法等の詳細については、2011.4月号及び5・6月号に掲載しています。

Aさんについて

- ・S26年4月2日生れ（支給開始年齢：60歳から）
- ・退職共済年金の額 1,500,000円
内訳：職域年金相当部分 250,000円 厚生年金相当部分 1,250,000円
- ・退職前1年の期末手当等の額 1,800,000円
内訳：6月 800,000円 12月 1,000,000円

退職共済年金

職域年金相当部分
(250,000円)

厚生年金相当部分
(1,250,000円)

ケース① 再任用職員（公務員）になったとき 【基本給：200,000円 期末手当等：6月 170,000円 12月 190,000円】

- Ⓐ 年金の1か月分の額 104,167円（厚生年金相当部分の額×1/12：1,250,000円×1/12）
- Ⓑ 給与月額 250,000円（基本給×1.25：200,000円×1.25）
- Ⓒ 前1年間の期末手当等の1か月分の額 ... （月ごとに前1年間の合計額×1/12を計算します。）
6月まで C1... (800,000円+1,000,000円) × 1/12 = 150,000円
7月～12月 C2... (1,000,000円+170,000円) × 1/12 = 97,500円
1月～ C3... (170,000円+190,000円) × 1/12 = 30,000円

6月まで

1か月の支給額 = Ⓐ104,167 - (Ⓑ250,000 + Ⓒ150,000 + Ⓐ104,167 - 28万円) × 1/2 = 0円 支給無し

7月～12月

1か月の支給額 = Ⓐ104,167 - (Ⓑ250,000 + Ⓒ97,500 + Ⓐ104,167 - 28万円) × 1/2 = 18,333円 一部支給有り

1月～

1か月の支給額 = Ⓐ104,167 - (Ⓑ250,000 + Ⓒ30,000 + Ⓐ104,167 - 28万円) × 1/2 = 52,083円 一部支給有り

(注) 在職中は、職域年金相当部分は全額支給停止となります。

ケース② 民間事業所の職員になったとき 【標準報酬月額：200,000円 賞与：6月 170,000円 12月 190,000円】 (厚生年金保険に加入)

- Ⓐ 年金の1か月分の額 104,167円（厚生年金相当部分の額×1/12：1,250,000円×1/12）
- Ⓑ 標準報酬月額 200,000円
- Ⓒ 前1年間の期末手当等の1か月分の額 ... 150,000円～30,000円（月ごとに前1年間の合計額×1/12を計算します。）
(ケース①のⒸの額と同じ)

1か月の支給額 = 125,000 - {(Ⓐ104,167 + Ⓑ200,000 + Ⓒ150,000 - 46万円) × 1/2} = 125,000円 全額支給

退職共済年金の1か月分 (1,500,000 × 1/12)

- ・ Ⓐ+Ⓑ+Ⓒの合計が46万円以下であれば年金は全額支給されます。
- ・ { } の計算結果がマイナスになった場合は、0円として計算します。

(注) 標準報酬月額等の額にかかわらず、職域年金相当部分は全額支給されます。

◆ワンポイントアドバイス

- ・元の役場等で再就職する場合は、総務課や職員課等の人事担当者の方とよく相談のうえ、決定してください。
- ・一般的には、停止額は厚生年金保険に加入した場合の方が少なくなります。
- ・再就職先でも年金掛金や保険料を納めることとなり、ケース①の場合は、退職後に増額改定された退職共済年金を、ケース②の場合は、老齢厚生年金を受給することができます。
- ・退職共済年金と老齢厚生年金とは、年金の計算方法は統一されていますが、職域年金相当部分は、共済年金にのみ加算されますので、再就職先を退職した後の年金決定額については、一般的にはケース①の方が有利です。
- ・再任用期間は、共済加入期間に反映されますので、定年退職時までの加入期間と再任用期間によっては、退職共済年金に係る長期加入者特例に該当する可能性があります。
※長期加入者特例とは…組合員期間（公務員期間）が44年以上であるときは、退職日の属する月の翌月分から特例による退職共済年金の額に定額部分等の年金額が加算されます。
- ・計算中の28万円及び46万円は、平成23年度の額であり、今後変動する可能性があります。

ご自身の退職共済年金の額は、共済だより2010年7・8月号に掲載しました「地共済年金情報webサイト」の試算額を目安にご確認ください。
<https://www.chikyonenkin.jp/>

○疑問・質問・ご意見をお寄せください○
〒753-8529

山口市大手町9番11号

山口県市町村職員共済組合
年金課

電話 083-925-6550
FAX 083-921-1228

次回予告

再就職先を退職して雇用保険を受給したら年金は…

自習をされる方は、全国市町村職員共済組合連合会ホームページの年金給付事業をご覧ください。

山口県市町村職員共済組合員の皆様へ

団体保険制度のご案内 (傷害総合保険、新・団体医療保険)

平成23年度
募集

山口県市町村職員共済組合員専用の保険制度(団体傷害保険、新・団体医療保険)をご案内いたします。本年度募集から病気の補償についてもご加入いただけます。

1. 団体傷害保険の特長(ケガの補償) (傷害総合保険)

- 団体傷害保険は「おケガ」を補償の対象とする保険です。
- 地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも補償されます。
- 山口県市町村職員共済組合のメリットにより**団体割引20%、優良割引5%**を適用しております。
*上記割引は昨年度(平成23年3月1日保険始期)募集契約に適用しております。平成23年度募集時(平成24年3月1日保険始期)には変更となる可能性があります。詳細は別途ご案内いたします。
- 健康告知は必要ありません。

2. 新・団体医療保険の特長(病気の補償)

(医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険)



- 新・団体医療保険は「病気」を補償の対象とする保険です。
- 病気による入院・手術・退院後通院を補償します。
- 最先端の医療である、先進医療や臓器移植を受けたときに発生する費用を補償します。
- 山口県市町村職員共済組合のメリットにより**団体割引20%**を適用します。
- 傷害保険とセットでご加入いただくことになります。
- ご加入の際は医師の診査不要で告知のみでご加入いただけます。
※告知の内容によってはご加入いただけない場合や、条件付でご加入いただく場合があります。

加入タイプ例(下記以外のタイプもご用意しております。)

【団体傷害保険】 保険期間1年間、月払、職種級別A級、天災危険補償特約セット(団体割引20%・優良割引5%適用した場合)

【新・団体医療保険】 被保険者年齢 40歳、保険期間1年間、月払(団体割引20%適用した場合)

【団体傷害保険】 ご加入タイプ	死亡・ 後遺障害	入院 保険金 日額	手術保険金	通院 保険金 日額	個人 賠償 責任	介護	被害事故 補償	月払 保険料
個人補償タイプ H	417.6万円	6,000円	手術の種類により 入院保険金日額の 10倍、20倍、40倍	3,000円	3,000万円	60万円	1,000万円	1,500円



【新・団体医療保険】 ご加入タイプ	疾病入院 保険金日額	疾病手術保険金	疾病退院後通院 保険金日額	先進医療	月払 保険料
P1	6,000円	手術の種類により 入院保険金日額の 10倍、20倍、40倍	3,000円	500万円	1,240円

合計月払保険料

2,740円

※ 平成23年度募集の保険期間は平成24年3月1日午後4時から平成25年3月1日午後4時までの1年間です。募集時期は9月上旬～10月中旬を予定しております。

※ 制度内容等詳細については募集時に配布しますパンフレットをご覧ください。

このご案内は概要を説明したものです。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●取扱代理店 有限会社 ライフ山口 担当:申神(さるがみ)
〒753-0072 山口市大手町9-11(山口県自治会館内)
TEL 083-925-2128

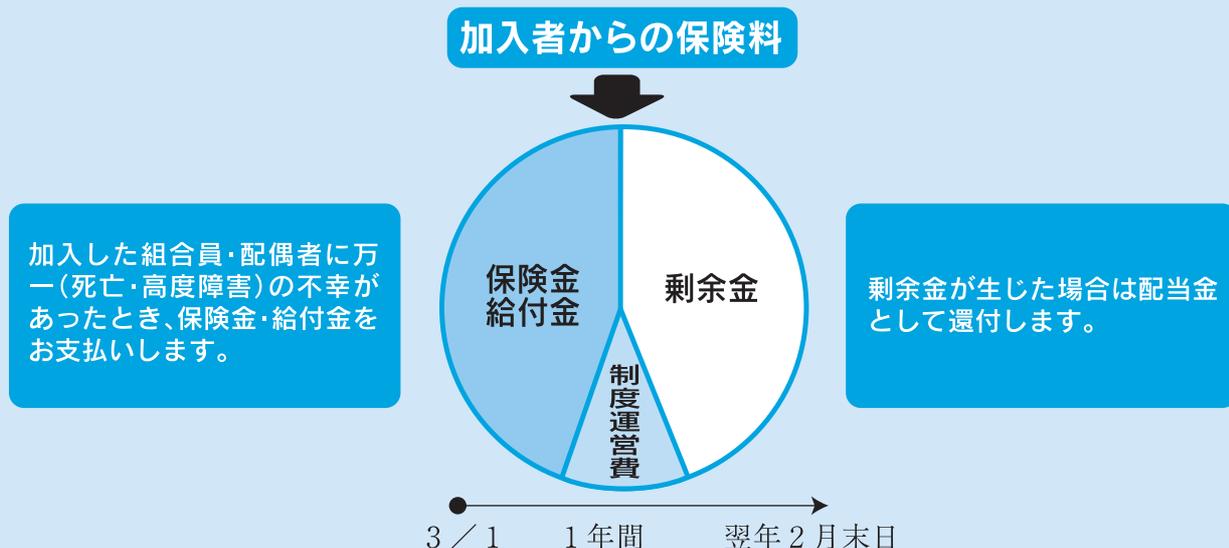
●引受保険会社 株式会社損害保険ジャパン 山口支店 山口支社
〒753-0076 山口市泉都町7-11
TEL 083-924-3548 FAX 083-923-8332(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ11-01890 平成23年6月1日)

「遺族サポートプラン」のPRが始まります!!

例年8月下旬より、「遺族サポートプラン」の更新・新規加入募集がスタートします。
 制度推進員が各所属所を訪問し、内容のご説明をいたします。
 ※「遺族サポートロング」にまだご加入されていない方は、ぜひこの機会にご検討いただきますようお願いいたします。

「遺族サポートプラン」「遺族サポートロング」「医療保障保険」のしくみについて



「遺族サポートプラン」「遺族サポートロング」「医療保障保険」は、毎年3月1日から翌年2月末日までを保険期間とし、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。(但し、長期継続保障、総合医療サポート、重病克服支援プランについては配当金はありません。) 保険期間中に脱退された場合の払い込まれた保険料は配当金還付の対象になりません。

制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

MY-A-10-LF-006577 MYG-A-11-LF-206

「夏のボーナス」は共済積立貯金の 随時積立をご利用ください!



利率(半年複利)
年1.1%
 (税引後0.88%)

共済積立貯金は、山口銀行の本支店窓口で、随時振込んで積立をすることができます。

随時積立専用の「振込依頼書」を今月号に差込みしていますので、ご利用ください。

- * 共済積立貯金に加入していない方が随時積立を利用される場合は、同時に新規加入の手続きを、所属所共済事務担当課を経由して行ってください。
 共済積立貯金は、組合員(任意継続組合員を除く。)のみ加入できます。
- * 必ず共済組合指定の「振込依頼書」を使って、山口銀行の本支店窓口でお振込みください。手数料は不要です。
 「振込依頼書」は、所属所の共済事務担当課に用意してあります。
- * 積立額は、1万円単位となります。
- * 10万円以上の金額を振り込む場合は、本人確認書類の提示を求められますので、あらかじめご用意のうえ山口銀行本支店の窓口で手続きをしてください。
- * 随時積立をされた方には、「臨時積立受領書」を積立のあった日の翌月中旬に、所属所を通じて送付します。
- * 共済積立貯金の詳細については、共済だより4月号をご覧ください。

お問い合わせ先 所属所の共済事務担当課または共済組合福祉課貯金係 ☎083-925-6551

インフォメーション



歓送迎会、忘新年会、各種宴会に

ふたニ会席 8,000円

会席コース
5,000円~

パーティコース
4,000円~

●飲み放題
日~木曜 1,500円
金・土・祝前日 2,000円
20人以上でデザートビュッフェサービス

慶弔、結納、お食い初め、節句など 節目節目のお祝に

お慶びの膳
人生の節目節目のお祝いに
6,000円~

法事の膳
故人を偲んで
6,000円~

お子様向のお料理も承っております。

生ビール祭り 好評開催中!!



期間 6月17日~7月30日

●フリードリンク 生ビール、日本酒、焼酎、ワイン、ソフトドリンク各種他
●バイキングスタイル 和食・洋食・中華 計50種類以上

4,000円

美食和会席の夕べ

秋の宴



和食料理長 樋口 稔

期間 10月上旬

和会席料理(食前酒付)
素材の持ち味を活かす特別な和食料理の数々をお召し上がりください。

7,000円

旬感ダイニング



旬の素材を活かしたできたての料理で感じる味覚をお楽しみください。

期間 2月上旬~2月下旬

●フリードリンク 生ビール、日本酒、焼酎、ワイン、ソフトドリンク各種他
●バイキングスタイル 和食・洋食・中華 計50種類以上

4,000円

フランス料理の夕べ



洋食料理長 田中 利明

期間 3月上旬

(ソフトドリンク付)
卓越したフレンチの味を防長苑ブランドで

7,000円



宿泊

通常料金 6,618円～(一般)
(朝食付) 5,232円～(組合員)

宴会等
ご利用の
方は

日～木曜 **3,500円**
金・土・祝前日 **5,000円**

さらに
宿泊利用
助成券
利用で

日～木曜 **500円**
金・土・祝前日 **2,000円**

和み宿泊パック

年金者限定

1泊2食(税・サ込み)
7,500円

●チェックイン 16:00～
同行者(年金受給者外の方は)
8,500円
(金・土・祝前日除く)

利用助成券併用できます。

1泊3食(税・サ込み)
9,000円

●チェックイン 12:00～
昼食 12:30
同行者(年金受給者外の方は)
10,000円
(金・土・祝前日除く)

レストラン旬花



地元の食材に
こだわった
人気メニュー

営業時間 11:30～21:30
(オーダーストップ 20:45)



メニュー

日替御膳	700円	～14:00
旬菜御膳	1,000円	～17:00
卵とろとろオムライス	800円	
ポークカツきのごカレー	900円	
シーフードスパゲティ	800円	
松花堂	1,500円	
刺身御膳	1,500円	
天婦羅御膳	1,500円	
和風ステーキ御膳	2,000円	
旬花御膳	3,000円	
ほろ酔いコース	2,980円	17:00～
etc		
アフターコーヒー	100円	



旬菜御膳
1,000円



卵とろとろオムライス
800円



旬花御膳
3,000円

お客様連れの方には掛座をご用意できます。

展望おくつろぎプラン

予約制



個室で
ゆつくりプラン
3,500円
(食三食原料理付)

湯止り処で
のびのびプラン
2,500円
(松花堂付)

約800年に渡る歴史を持つ温泉郷、湯田温泉
その昔、白い狐が傷を湯に浸けて癒しているところを、里の人々が見つけたことに始まるといわれています。無色透明の弱アルカリ性単純泉は、なめらかに肌をすべり、湯治客の評判もよく、現在では山陽路屈指の名湯として全国各地の温泉ファンから愛されています。

お食事と温泉がセットとなったお手軽な日帰りコースです。

個室レストラン
エトワール

etoile

LUNCH & DINNER

ランチ **2,000円** デイナー **4,000円～**
2F 予約制(4名～12名)



ウェディング

一日一組限定のプレシャスウェディング

プロデュース協力/カリヨン山口
プライダル北條
アウヴェニール

●組合員限定のサービスがあります。ご相談ください。

3美

お1人様(2名様より)
4,500円 11:30～16:00



特別ランチ リンパマッサージ(30分)
美味 美心
温泉入浴
美湯
3つの美がひとつになりました。



リンパマッサージ
(温泉入浴込)
40分 3,800円
60分 6,000円
90分 9,000円

ご予約・お問い合わせ



TEL **083-922-3555**

〒753-0077 山口市熊野町4-29

防長苑 検索

●インターネット予約受付けています



福祉医療の調査を行います

共済組合では、組合員や被扶養者の皆さんが医療機関等で治療を受けたときに支払われた自己負担に対して「一部負担金払戻金」及び「家族療養費附加金」などの給付を行っています。

しかし、福祉医療（市町村条例による医療費の公費負担）に該当する方は、これらの給付を受けられないため、共済組合では該当者の正確な情報を把握する必要があります。

福祉医療については、毎年7・8月が切り替え時期となりますので、この時期にあわせて8月に福祉医療該当・非該当の一斉調査を行っています。

新たに該当された方、変更等があった方については、「福祉医療該当・非該当報告書」を各所属所の共済事務担当課を経由して提出してください。

共済組合からの給付金の支給漏れや過誤支給を防ぐため、ご協力をお願いします。

<報告の対象となる福祉医療制度等>

- 乳幼児・子ども医療費助成
- 重度心身障害者医療助成
- 母（父）子家庭医療費助成

電話健康相談のご案内

相談者のプライバシーは保護されますので、安心してご相談ください。

0120-876-898

携帯電話もOK!

年中無休・24時間
いつでも安心
相談料・通話料は無料

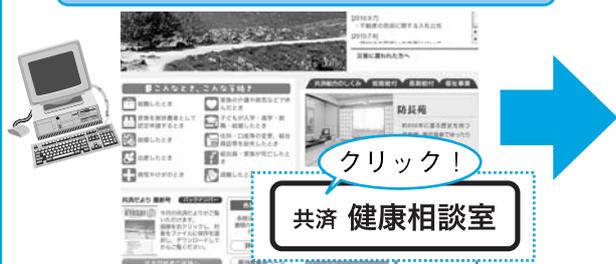
育児や介護の不安!

インターネットでの相談もできます。

本共済組合のホームページから!

気になる健康のお悩みに...

突然の症状や病気の悩み!



共済 健康相談室

健康・こころの
オンライン

ID
876898
でログイン!

Web相談

ご利用ください!

◆宿泊利用助成契約施設 閉館のお知らせ◆

区分	施設名	所在地	事由
共済組合の契約保養所・旅館	九段会館	東京都	東日本大震災により継続不可能

共済貯金送金スケジュール

	共済組合締切日(必着)	送金日
払戻し	7月 8日 (金)	7月29日 (金)
	7月25日 (月)	8月15日 (月)
	8月10日 (水)	8月31日 (水)
	8月25日 (木)	9月15日 (木)
解約	7月 8日 (金)	7月29日 (金)
	8月10日 (水)	8月31日 (水)

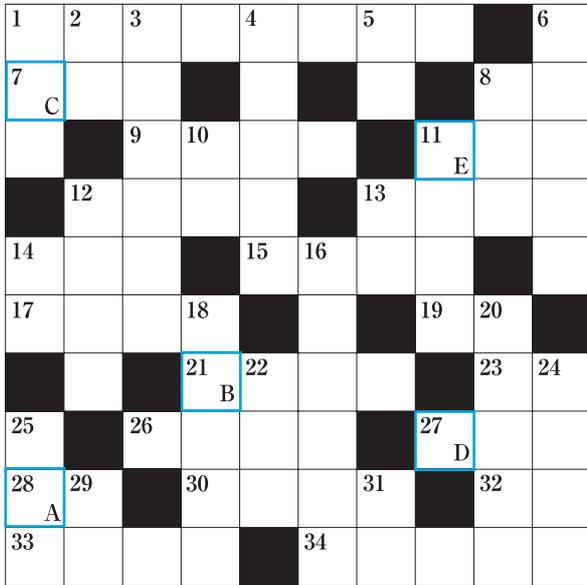
共済組合の行事 (7・8月)

- 簡単ダイエット講座
7月 9日(土) 山口県総合保健会館
- ライフプランセミナー (50歳代向け)
7月15日(金) 防長苑
- ライフプランセミナー (40歳代向け)
7月16日(土) 防長苑

防長苑のイベント (7・8月)

- 生ビールまつり
~7月30日(土)
- 囲碁大会
8月24日(水)~25日(木)

正解者の中から抽選で
10名様に
図書カード1,000円分を
差し上げます。



頭の体操!!

クロスワードパズル

クロスが解けたらA~Eを順に並べてください

● 応募方法 ●
ハガキ又はFAXに右記のとおりご記入のうえ、ご応募ください。(1人1通まで)

● 応募先 ●
〒753-8529
山口県山口市大手町9-11
山口県市町村職員共済組合
総務課 企画係
FAX 083-921-1228

● 締め切り ●
8/5 (金) 必着

※お寄せいただいたご意見等については今後の共済事業運営の参考とさせていただきます。

● 答え ●
○○○○○

● 住所 ●
● 電話番号 ●
● 組合員名 ●
● 応募者名(続柄) ●
● 所属所名 ●
● 組合員証記号番号 ●
● 共済事業に対するご意見・ご感想 ●

「クロスワードパズル」
プレゼント当選者発表

応募総数 78通
正解 78通
抽選により当選者を決定しました。
当選者には7月中旬までに賞品をお送りします。お楽しみに!

〈前回の答え〉 **カタツムリ**

タ	ン	ゴ	ム	カ	ツ	ク	サ
イ	ジ	コ	ク	ブ	ン	チ	ン
カ	ジ	ユ	ウ	モ	ヤ	シ	ン
ン	ウ	ノ	ウ	キ	ウ	ヨ	
オ	シ	ノ	ビ	テ	カ	ソ	ウ
ン	ト	ン	チ	ン	カ	ン	ウ
ド	ナ	ウ	マ	シ	ナ	リ	オ
カ	マ	ソ	ク	ハ	ミ	セ	
カム	バ	ツ	ク	ア	カ	ツ	キ
モ	ギ	リ	イ	ト	オ	ト	リ

- クロスワードパズル当選者**
- 組 西村 純一 (宇部市)
 - 組 井上 記世美 (下松市)
 - 組 井上 俊彦 (下関市)
 - 組 林 泰彦 (周防大島町)
 - 組 岡村 芳朗 (長門市)
 - 組 家 福岡 尚吾 (宇部市)
 - 組 白木 恵美 (宇部市)
 - 組 田中 順子 (周南市)
 - 組 坪河 誠 (山陽小野田市)
 - 組 岡本 徹 (柳井市)
- (順不同・敬称略)

- ヨキーワード**
- 1 夏の節電対策。
 - 7 木綿・胡麻・高野。
 - 8 地道に選挙区をまわる○○板選挙。
 - 9 講演の○○○○を配ります。
 - 11 数の総和を表します。
 - 12 ビザはイタリア語で○○○○。
 - 13 役者○○○○に尽きます。
 - 14 合図のため○○○○を上げました。
 - 15 次々と重なり積もること。
 - 17 奈良・興福寺の○○○○像。
 - 19 思わず○○を見合わせました。
 - 21 朝食と昼食を兼ねた食事。
 - 23 ○○には勝てません。
 - 26 編曲すること。
 - 27 腕をみかくため○○修行に出かけました。
 - 28 物の○○ではない。
 - 30 袖振り合つても○○○○の縁。
 - 32 漢字で灰汁と書きます。
 - 33 ○○○○をセットしました。
 - 34 世間に知られていない業界の○○○○。

- タネキーワード**
- 1 人類○○○○の秘境。
 - 2 さすがに彼の態度は○○に入ったものだ。
 - 3 汗を流して元氣回復。
 - 4 普段着のこと。
 - 5 ひと○○かけてさらに美味しく。
 - 6 水中に潜ります。
 - 8 縄文時代 豊穣を願ってつくられたといわれます。
 - 10 名を捨てて○○をとる。
 - 11 パソコンを最初の状態にすること。
 - 12 伝統的なロシア料理。
 - 13 駅前に○○を構えました。
 - 14 ○○○の方舟。
 - 16 欠席の場合は○○○○○○を提出ください。
 - 18 想いを伝えます。
 - 20 現代社会に潜む○○○○。
 - 22 二重に見えたりぼやけたりします。
 - 24 猫も○○○○も。
 - 25 花火大会には○○○○で行きます。
 - 29 骨の○○まで。
 - 31 壇ノ○○の戦い。

編集後記

夏到来ですね。またまたビールのおいしい危険な季節です。(*^_^*)

防長苑では只今生ビールまつり開催中です。
月曜から木曜日の利用ですと宿泊がなんと500円になります。温泉にもゆっくり入れてしかも朝食付で……
私もよく利用しています。みなさんいかがですか? (S・Y)

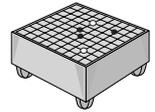
小学生の息子が最近、素朴な疑問をぶつけてきます。先日は「お父さんはなんでそんなに小さいの?」と聞かれました。決して大きくはないが小さくもないと思っていた自分としては、あまりにも純粋でストレートな質問に衝撃を受けました。いまさら大きなお父さんにはなれないので、せめて息子にはもう少し大きくなってほしい……と願うばかりです。(M・H)

組合の現況

平成23年6月17日 現在

組合員/男	組合員/女	組合員/合計
10,978人	5,402人	16,380人
任意継続組合員	被扶養者/男	被扶養者/女
410人	6,876人	11,663人
		被扶養者/合計
		18,539人

第1回防長苑囲碁大会 ～参加者募集!!～



このたび防長苑では、組合員及びOBの年金受給者の皆様を対象に「防長苑囲碁大会」を1泊2日で開催することといたしました。防長苑主催で初めての開催となりますが、たくさんの方にご参加いただきますようご案内いたします。

- 開催日 8月24日(水)～25日(木)
- 会場 保養所「防長苑」
- 参加資格 組合員及びOBの年金受給者
- 参加費等 12,000円〔参加料、宿泊料、食事(朝・昼・懇親会)、賞品代含む〕
上記金額より利用助成金を差し引きます。
宿泊は相部屋となりますのでご了承ください。

●大会日程

8月24日(水)		8月25日(木)	
13:00	受付・組合せ抽選	9:00	大会競技再開
13:20	開会式		昼食
13:30	大会競技	15:00頃	表彰式
18:00	懇親会		

●競技要領

クラス分け A級(二段以上)・B級(初段～2級)・C級(3級以下)
競技方法 個人戦〔A級6局(1局1時間20分)、B級及びC級8局(1局1時間)〕
各クラス18名程度(合計54名程度)・・・応募者多数の場合は抽選

●募集人数

●申込方法

7月31日(日)までに、防長苑に電話又はFAXでお申し込みください。

●決定通知

申込必要事項…住所、氏名、年齢、電話番号、組合員証番号又は年金証書番号及び申込段階位
参加者には詳細な開催案内を送付します。

お問い合わせ



防長苑

〒753-0077
山口市熊野町4-29
TEL 083-922-3555
FAX 083-921-1001

ライフプランステーション開設！ ～ライフプランの設計にお役立てください。～

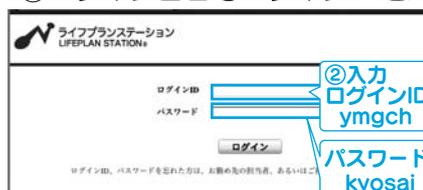
共済組合のホームページから、ライフプランのシミュレーションなどができるサイトへ接続し、利用できるようになりました。

●利用方法

①山口県市町村職員共済組合ホームページのトップページ右下の **ライフプランステーション** をクリック



②ログイン画面でログインIDとパスワードを入力



※サイトを運営する野村證券の勧誘等は一切ありません。

本年9月に長期給付に係る掛金率が引き上げられます

平成21年に行われた地方公務員共済年金における財政再計算により、平成23年9月に長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

(単位:%)

区分	平成22年9月 ～平成23年8月	平成23年9月 ～平成24年8月
給料に対する割合*	96.9250	99.1375 (+2.2125)
期末手当等に対する割合	77.54	79.31 (+1.77)

※ 給料に係る掛金を算定する場合、掛金率を基本給に乗ずることになっています。したがって、諸手当を除いたものに掛金率が乗じられることとなりますので、給料に対する割合は、期末手当等に対する割合と異なります。